

『第13章第31条5の運用指針について』

定款施行細則第13章5項の運用について、令和8年4月16日（一財）北海道アイスホッケー連盟第4回理事会で、次のとおり運用指針を定めましたので、お知らせいたします。

定款施行細則第13章第31条5の運用指針について

義務教育である小学校・中学校の段階においては、児童・生徒の発達の段階を考慮し、また、望ましいスポーツ環境を構築するという観点に立ち、小学生及び中学生に関しては、第13章第31条5の「会員は、自らの所属するチームが登録する加盟団体の統括地域内もしくはその近隣に、居住あるいは通学する者」とする規定を、文言通り厳守して運用する。

なお、統括地域内とは基本的に市町村を指すが、市町村に加盟団体がない場合は管内を含むものとする。

※ 現在すでに居住地又は通学校と加盟団体が違う児童生徒の取り扱い⇒運用指針制定の翌日からこれに従って対応することとし、遡及適用はしない。

定款施行細則[関係箇所抜粋]

第13章 登録

(登録)

- 第31条** 連盟の登録とは、チーム及びそれに所属する会員の登録を言う。チームは本連盟への会員登録を行わなければならない。また、毎年度更新するものとする。登録は毎年5月31日までに完了させなくてはならない。
- 登録の有効期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年間（以下、「登録年度」という。）とする。
 - 登録年度の途中で行った登録（追加、変更など一切を含む。）については、当該登録を行った日の属する登録年度が終了するまでを有効とする。
 - チームは、登録しようとする加盟団体の統轄地域内にその主体がなければならない。
 - 会員は、自らの所属するチームが登録する加盟団体の統轄地域内もしくはその近隣に、居住、勤務あるいは通学する者でなければならない。但し、居住地、勤務地あるいは通学地のいずれにも適合するチームがない場合には、自己の意思により、他の加盟団体に所属するチームに登録することができる。